

(4) 水田農業経営確立対策

米の生産調整は緊急的な生産調整が昭和44年度及び45年度に実施されたことに始まり、46年度からは「米生産調整及び稲作転換対策」として5年間にわたり実施された。

その後、それぞれの対策の実施を経ながら稲作の生産対策を含めた総合的な水田農業振興対策が講じられてきた。

平成11年10月に決定された「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」に基づき、12年度から5年間にわたり「水田農業経営確立対策」を実施することとしている。

「水田農業経営確立対策」は、①需要に応じた米の計画的年産、②麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を図ることにより、収益性の高い安定した水田農業経営を確立することが目的である。この支援策として「経営確立助成」、「とも補償」「稲作経営安定対策」等の措置が講じられている。

なお、12年度の目標面積に対する実施率は97.2%と未達成であったものの、前年よりは0.3ポイント向上した。

生産調整実施状況の推移

(単位：ha、%)

対策名	年度	北			計		
		対象水田面積	実施面積	達成率	対象水田面積	実施面積	達成率
水田農業 確立対策	4	3,305.9	3,848.2	116.4	22,639	25,214	111.3
水田営農 活性化対策	5	3,277.7	3,762.6	114.8	22,208	24,128	108.6
	6	3,314.9	3,349.3	101.0	21,234.5	21,281	100.2
	7	3,639.3 (350.0)	3,656.0	100.5	24,068.9 (3,030.0)	21,281	100.9
新生産調整 推進対策	8	3,153.4	3,184.9	101.0	24,194	24,433	100.9
	9	3,194.1	3,268.2	102.3	24,412	24,727	101.3
緊急生産調整 推進対策	10	5,225.2	4,982.3	95.4	35,953	35,030	97.4
	11	5,249.6	5,085.0	96.9	35,672	34,641	97.1
水田農業経営 確立対策	12	5,273.3	5,123.4	97.2	35,282	33,755	95.7

注) () は指標面積